

令和6年度 全国学力・学習状況調査の結果

本年度は、4月18日に全国すべての小学6年生と中学3年生を対象に、小学校は国語・算数、中学校は国語・数学の各2教科で実施されました。この調査は学力の一部を調査したもので、他の教科等が同様であるとは言えません。

本年度の結果は、下表のとおり小学校も中学校も、全国・兵庫県と各教科とも同程度でした。小学校の基礎学力の確実な定着により、中学校でさらに伸びることに繋がっています。今後も各校の現状を分析し、課題を焦点化しその改善に努力していきます。

同時に行われた児童・生徒質問紙について分析したところ、「地域や社会をよくするために何かしてみたい」という思いがこれまでと同様に全国平均を大きく上回っています。このことは、子どもたちが地域の中で育っている、地域の方々に子育て支援をしていただいていることの現れだと感謝しています。

今後も日々の授業を大切にしながら、子どもたち一人ひとりの最適な学びのために指導方法のさらなる改善を図ります。そして、何よりも『わかる授業』づくりに今後も努めます。

◆学力調査について

■小学校正答率 (単位：%)

	国語	算数
全国	67.7	63.4
兵庫県	68	65
福崎町	66	65
同程度	同程度	同程度

■中学校正答率 (単位：%)

	国語	数学
全国	58.1	52.5
兵庫県	58	55
福崎町	59	56
同程度	同程度	同程度

○正答率の全国平均より±5.0%以内は、「同程度」となっています。

■児童・生徒質問紙より（抜粋）（全国平均に比べ、非常に高ければ○、高ければ○、低ければ△）

項目	小学校	中学校
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う	○	○
人が困っているときは進んで助けている	○	○
「いじめ」はどんな理由があってもいい	○	○
人の役に立つ人間になりたいと思う	○	○
自分にはよいところがあると思いますか	○	○
学校へ行くのは楽しい	○	○
困りごとや不安があるとき、大人にいつでも相談できる	△	△

◎総括◎

- 知識技能を主とする基礎学力の定着はほぼ図れている。思考力、判断力、表現力等に関して「読むこと」に課題が見られる。
- 「地域や社会のために何かしたい」という意識の醸成が継続して図られている。
- 「人が困っているときは進んで助ける」という道徳的実践力が培われている。
- 正しく人権意識が育っている。
- 悩み事を受容するための教育相談体制をさらに充実させる必要がある。

◎今後の対応◎

- 基礎基本の確実な習得に向け、個に応じた指導技術の工夫と改善に努める。
- 「福咲学力アップタイム」の活動内容の見直しと複数指導体制を充実させ、きめ細かな指導の徹底に努める。
- 個々の教育活動の中で、ねらいを明確にし、道徳性を養っていく。
- 自己有用感を高める取組を継続する。
- 家庭との連携を密にし、主体的に取り組む学習の習慣化を図る。

(福崎町教育委員会)

柳田國男の旅～秋風帖・雪国・海南小記～

福崎町名譽町民柳田國男
柳田國男は明治8年(1875)に現在の福崎町西田原で生まれました。12歳で兄に連れられて上京後は、その兄の紹介で森鷗外と出会いました。また歌人松浦萩坪に師事して後に文学者として知られる田山花袋と出会い文学に興味を抱いて島崎藤村らと交流しました。しかし、その後は農政学を志し、東京帝国大学を卒業と同時に農務省へ入つて官僚として日本各地を視察しました。その旅路で各地に残された伝承や風習と出会い、その違いや意外な共通点に着目したことから、日本独自の視座をもつ民俗学を拓くきっかけとなりました。

大正8年(1919)の12月、國男はより自由に全国を見聞する環境を求めて貴族院書記官長を辞し、朝日新聞社の客員に迎えられます。東北から沖縄まで津々浦々を実際に見て歩き、地域の人々の日々の生活に踏み込んだりのままの姿を紙面へ届けました。

同社を退職後は、伝承記録の集成や発信のために雑誌を創刊し、後進の育成や教育の発展に寄与しながら、日本書を通じて広く世に問を發し続けました。その功績をたたえられ、昭和26年(1951)には文化勲章を受章し、最晩年となる同37年(1962)には、福崎町名譽町民第一号となりました。

「同情」の学問

「誰もが省みなかつた処」を実際に見て歩くことを信条とした國男でしたが、その志は10歳のとき、現在の福崎町北東部の日光寺山山頂から初めて海を見たときに抱いた、「方々の海を見てあるこう」という決意に始まっています。

12歳で故郷を離れ、46歳では平和条约実施委員としてヨーロッパ・アメリカへ旅立つこととなつた國男の旅は、88年の生涯で百回以上にも及んだといわれています。その訪問先の多くは観光地や景勝地ではない場所で、國男はその土地の人々に「同情」の心をもつて触れ合うことを心掛けていました。この「同情」とは、調査を行う土

地の人々の気持ちを思いやり、人々と同じ気持ちになる”という意味で、國男の数多くの新聞・雑誌への紀行文や著書は、そうして行われた調査を基に生み出されたのです。

本展では、柳田國男の著作の中から、朝日新聞社客員時代に経験した旅を記録した代表的な紀行文である『秋風帖』『雪国』『海南小記』の三作を取り上げ、「同情」ある旅の学問として、官製の農政学から土地の人々へ寄り添う民俗学への転換点となつた大正9年から10年の「柳田國男の旅」を読み解きます。

◆講演会のご案内◆

本年度も、柳田國男・松岡家記念館顧問で東京学芸大学名誉教授の石井正己先生に、ご講演いただきます。

- 11月16日(土)
- 13:30~
- 神崎郡歴史民俗資料館 2階

開館時間：9:00~16:30

入館：無料

休館日：月曜日

(祝日の場合は開館)

祝日の翌日

問合せ先：☎22-1000

柳田國男・松岡家記念館だより

12/8
(日)
まで開催



企画展パンフレットを200円で販売しています。

福崎町文化財だより ⑧6

福崎町教育委員会
柳田國男・松岡家記念館
神崎郡歴史民俗資料館

松岡五兄弟

柳田國男

第79話



～福崎の身近にある歴史を掘り起こそう～

柳田國男のヨーロッパの旅①

神戸大学大学院人文学研究科 特命講師 井上 舞

ています。行き先は実に様々で、博物館に行くこともあります。友人らと山登りをすることもあります。現地で読み切れないとほどたくさんの中を買うこともあります。

しゃべってみたいという気がしたこともあった』（『故郷七十年』「ジュネーヴの思い出』）と述懐しています。

9月上旬から10月上旬にかけて、國男は国際連盟総会を傍聴したり、委任統治委員会に出席したりと、本来の職務に邁進します。それを終えた後、日本に向かう船が出航するまでの間の数日間、南フランス周辺を巡り、10月25日にフランスのマルセイユから出航。今度はインド洋経由で日本に向かい、12月8日に神戸港に到着しました。

大正8年（1919）に貴族院書記官長の職を辞した柳田國男は、大正9年から10年にかけて、佐渡島を皮切りに、東北、東海、近畿、中国、そして九州、沖縄をめぐる旅になります。（このときの旅の様子については、現在、柳田國男・松岡家記念館で開催中の秋季企画展「柳田國男の旅【秋風帖・雪国・海南小記】」で詳しく紹介されています。）

この旅の途中、大正10年2月のこと。沖縄の旅を終え、九州各地で講演をしていた國男のもとに、一通の電報が届きます。それは、國男に国際連盟委任統治委員の就任を求めるものでした。

「委任統治」とは、第一次世界大戦の後に、国際連盟の

委任という形で、イギリス・フランス・日本などの戦勝国が、ドイツなどの敗戦国の植民地を統治した制度のことです。委任統治委員は、受任国（委任統治を担う国）が提出する年報を審査し、国際連盟の理事会に意見を述べる役割がありました。それまで外交とは無縁であった國男が委員に選ばれたのは、当時親交があり、国際連盟の事務次長であった新渡戸稻造の推挙が功があったともいわれています。

惱んだ末、この任を引き受けたことにした國男は、慌ただしく渡欧の準備を進め、5月9日に、横浜から「春洋丸」という船に乗つて旅立ちました。出航の前日には、三木拙二宛てで「この春こそは三木家に伺おうと思つていたのに、ヨーロッパに行くことになつてしましました」と書いた葉書を送っています。

その後、9月の上旬にスイスのジュネーブで国際連盟総会が開かれるまで、國男は精力的にヨーロッパ各国を旅しました。

初めての欧米の旅を、國男は楽しんでいるようにみえます。それでも、言葉についてはだいぶ苦労したようで、「ときどきは、ひとりごとでもいいから思いきり日本語で

9月上旬から10月上旬にかけて、國男は国際連盟総会を傍聴したり、委任統治委員会に出席したりと、本来の職務に邁進します。それを終えた後、日本に向かう船が出航するまでの間の数日間、南フランス周辺を巡り、10月25日にフランスのマルセイユから出航。今度はインド洋経由で日本に向かい、12月8日に神戸港に到着しました。

日付	滞在先
6月20日	フランス（ブローニュ、パリ）
7月11日	フランス→スイス（ジュネーブ）
7月24日	スイス（ローザンヌ）
8月6日	スイス（チューリッヒ）
8月7日	スイス→オーストリア（ウィーン）
8月11日	オーストリア→チェコスロバキア（プラハ）
8月13日	ドイツ（ドレスデン）
8月14日	ドイツ（ベルリン）
8月16日	オランダ（デン・ハーグ）
8月20日	オランダ→ベルギー（ブリュッセル）
8月22日	ベルギー→イギリス
8月31日	イギリス（ロンドン）→フランス
9月4日	フランス→スイス（ジュネーブ）
9月上旬～10月上旬	国際連盟総会の傍聴、委任統治委員会への出席など
10月16日	フランス（リヨン、マルセイユ）
10月17日	フランス（プロヴァンス地方）
10月19日	フランス（パリ）
10月21日	フランス（コート・ダジュール）

大正10年の、國男のヨーロッパでの滞在先（『柳田國男全集』別巻1「年譜」）より作成

第12回子どもふるさと展

開催中!!

今年も、第12回柳田國男ふるさと賞での優秀作品を展示しています。福崎町内の小・中学生の力作をぜひご覧ください。

一期

柳田國男・松岡家記念館2階会議室

11月24日(日)まで開催中

二期

福崎町立図書館メディアルーム

11月30日(土)から12月22日(日)まで

問合せ

柳田國男・松岡家記念館(☎22-1000)



日本民俗学会 研究奨励賞授与式

福崎町では、日本民俗学会の研究奨励賞に副賞を贈つています。この賞は35歳未満の次世代の民俗学を担う若手研究者へ授与されるものです。

今年は、三隅貴史さん(関西学院大学社会学部特別任用助教)の著書「神輿と闘争の民俗学ー浅草・三社祭のエスノグラフィー」が受賞されました。10月26日(土)に国學院大學で開催された日本民俗学会第76回年回における研究奨励賞表彰式で福崎町賞・10万円をお



受賞者の三隅さん(右)

贈りしました。なお、受賞論文は柳田國男記念館などで閲覧できます。

11月は 文化財保護 強調月間です



桜獅子舞

文化財は、地域の歴史を伝えてくれる大切なものです。かけがえのない郷土の歴史遺産を、これからも長く未来へ守り伝えていきましょう。

岩田健三郎さんの版画教室

日程
時
場所
材料費
持ち物
定員
問合せ

12月1日(日)
13:30~
歴史民俗資料館2階
200円
筆記用具、彫刻刀
20人
柳田國男・松岡家記念館
(☎22-1000)

今年も岩田健三郎さんによる版画教室を開催します。版画で手作りの年賀状を作つてみませんか。

柳田國男・松岡家記念館 歴史民俗資料館 利用案内



開館時間

9時~16時30分
休館日

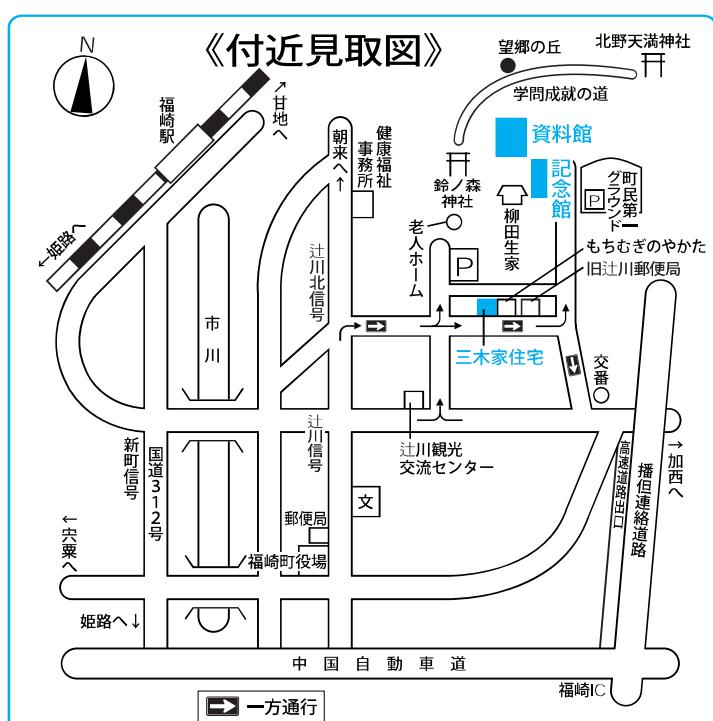
祝日の翌日(土・日曜の場合は月曜日(祝日の場合は開館)、

開館、12月28日~1月4日

入館料 無料
交通 JR播但線で福崎駅下車、タクシー約10分。車は播但連絡道路・中国自動車道で福崎ICから約5分、または国道312号を利用。

福崎町賞・10万円をお

発行 福崎町文化財だより(86)
令和6年11月7日
福崎町教育委員会
福崎町南田原3116の1
福崎町西田原1038の12
柳田國男・松岡家記念館
神崎郡歴史民俗資料館
(記念館)(歴民) 0790(2)5699
0790(2)1000





国民健康保険・後期高齢者医療の保険証とマイナンバーカードが一体化します

12月2日から、国の法令改正等により保険証の新規発行が終了し、「マイナ保険証」（保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）の利用を基本とする仕組みに移行します。

1. 紙の保険証は有効期限まで使えます

12月1日までに発行された保険証は、記載された有効期限まで使えます。（最長令和7年7月31日まで）

2. 紙の保険証の有効期限が終了する前に、郵便でご案内します

有効期限の約2週間前に、役場から以下の書類を郵送します。

①「マイナ保険証」を持っている人
(マイナンバーカードを持っていて、保険証利用登録もしている人)



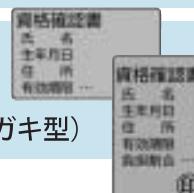
「資格情報のお知らせ」
※サイズ：A4（1人につき1枚）



②「マイナ保険証」を持っていない人
(マイナンバーカードを持っていない人、保険証利用登録をしていない人など)



「資格確認書」
※サイズ：紙の保険証と同じ
(国保：カード型、後期：ハガキ型)



【新規加入や再発行のとき】

- ・国民健康保険 12月2日以降は、上記と同じ書類を発行します。
- ・後期高齢者医療 令和7年7月31日までは、全員に「資格確認書」を発行します。

3. 紙の保険証の有効期限が終了したあとの受診方法

①「マイナ保険証」を持っている人



・医療機関等では「マイナ保険証」で受診できます。
※「資格情報のお知らせ」では受診できません。

②「資格確認書」を持っている人



・医療機関等では「資格確認書」で受診できます。

※「マイナ保険証」を持っていても「資格確認書」が必要な事情があれば、申請により発行できます。

マイナ保険証の作り方・使い方

- マイナンバーカードは、住民生活課の窓口などで申請・取得できます。
- カードと取得時に決めた暗証番号を使って、以下の方法で保険証利用登録できます。
 - スマートフォンのマイナポータルアプリ
 - 医療機関のカードリーダー
 - 役場の窓口タブレット端末など
- 医療機関受診時は、②で保険証利用登録したカードをカードリーダーに置き、顔認証または暗証番号により本人確認を行います。

△国民健康保険税の滞納について△

これまで保険税の滞納がある被保険者には、有効期限が短い被保険者証（短期証）を発行することがありました。12月2日からは短期証の新規発行も終了します。

特別な事情がないまま長期にわたって保険税の滞納があると、医療機関等受診時の窓口負担が一時的に10割（全額）負担となる場合があります。

保険税の滞納がある人や、期日までに納付が難しい人は、必ず税務課までご相談ください。

問い合わせ先 国民健康保険に関すること
後期高齢者医療に関すること
国民健康保険税に関すること
マイナンバーカードに関すること

ほけん年金課 国保係（内線355）
ほけん年金課 医療年金係（内線379）
税務課 収納係（内線342・343）
住民生活課 町民窓口係（内線373）